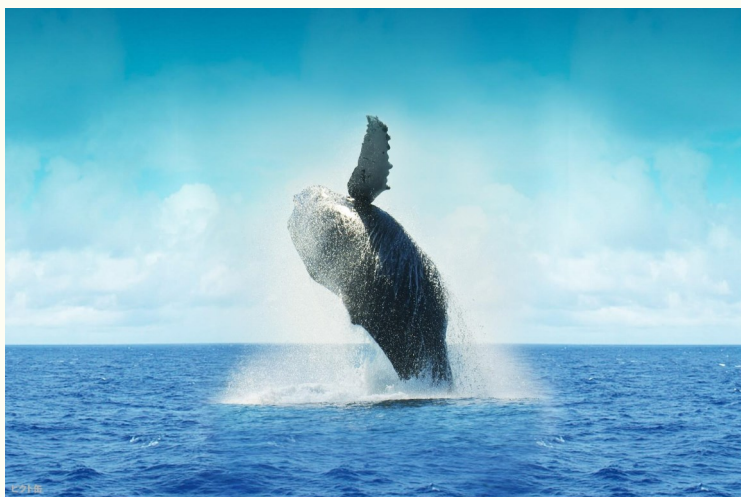




暮らしを圧迫する物価高騰 年間8万円以上の大幅賃上げで暮らしを守ろう！



物価の高騰等が止まりません。民間シンクタンクは、「政府の対策を考慮しても物価高の家計負担」は年間平均で7.8万円、対策がなければ9.8万円もの負担増になると試算しています。内訳は食料品で約3.9万、エネルギーで約5.1万、家具・家事用品で0.8万円です。当然低所得世帯(年収300万円未満)ほど影響が大きく、「収入比でみた負担増は消費税率4%引き上げ以上の大きさ」になるとされています。これは、私たちの暮らしを守る

ためには、最低でも年間7.8万円の賃上げが必要だということです。

感染者等が相次ぐ中、いつもより少ない人数で、時には全く違う部署で勤務に就き、私たちは都の医療を支えてきました。法人は、私たちの懸命な努力に対して大幅賃上げで応えるべきです。医療収益が上がっていないなどという言い訳は通用しません。医療収益が上がらない大きな理由が新型コロナの感染拡大です。新型コロナの感染拡大が今後も続くことは容易に予想がつかしました。それでも医療環境の激変にも対応できると独法化に踏み切ったのです。賃上げの原資を獲得し、日々現場で神経をすり減らす職員の努力に応えるのは法人の義務です。



新型コロナウイルス感染に伴う組織共済の傷病見舞申請について

新型コロナウイルス感染症に罹患した、または濃厚接触者になってしまった組合員の方が急増しています。新型コロナ感染陽性の場合(連続7日以上)、濃厚接触者となり(連続15日以上)自宅待機になった場合、傷病見舞金の給付対象になる場合があります。過去3年以内でしたらさかのぼっての申請もできます。受給資格があるかもしれないと思われた方は、各病院の都立病院労組支部事務所に問い合わせをしてみてください。



発行 地方独立行政法人都立病院機構労組

@toritubyoin_ro 都立病院のお役立ち情報を発信しています

あなたの職場の健康度は? いますぐチェック →



LINE@
都立病院労組

職場のお悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です

